

## “負を語る神話モデル”から見た海幸山幸神話

工藤 隆

### The Umisachi-yamasachi Myth From a Point of View of “Myth Telling of Own Weakness” Model

KUDO Takashi

#### 1 海幸山幸神話研究の現在

海幸山幸神話は、『古事記』<sup>(1)</sup>神代段および『日本書紀』神代段本文、一書第一〜第四に、かなり詳しい記述を残している。それらの分量の豊富なことや、それらの記述の中に「此の鉤は、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤」(『古事記』)といった古い呪言を伝えていることなどから見て、記紀編纂時の七〇〇年代初頭よりはるか以前の古層を含む神話だったと思われる。

ところで、この海幸山幸神話で貴重なのは、神話がただ虚構の物語として完結しているのではなく、たとえば「其の火の盛りに焼る時に生める子の名は、火照命ほてりのみこと此は隼人阿多君の祖」(神代記)、「始めて起る烟の末より生り出づる兒を、火闌降命ほのすそりのみことと号く是隼人等が始祖なり」(神代紀第九段本文)とあるように、海幸山幸神話の中に登場する神々が、七〇〇年代に現実に天皇国家の役所で働いていたり九州で反乱を起こしたりしていた、実在の隼人族と結びつけられている点である。

隼人は、記紀の比較的古い時期の天皇の記事に、天皇の側近くに奉仕する「近習」の姿を残している。

……すみのえのなかつおほきみ墨江中王はやみに近く習つかふる隼人、名は曾婆加里そばかり【履中天皇即位前紀では「刺領巾」さしひくれを欺あやきて云りたまひしく……(履中天皇記)

……大泊瀬天皇 皇【雄略天皇】を丹比高鷲原陵に葬りまつる。時に、隼人、昼夜陵の側に哀号ぶ。食を与へども喫はず。七日にして死ぬ。(清寧天皇即位前紀元年)

……是に由りて、二の臣、微に怨恨を生ず。三輪君逆は、隼人をして殯の庭に相距かしむ。(敏達天皇紀十四年)

また、『日本書紀』には、九州の大隅・阿多地域から中央政府に派遣されている隼人が、宮中での諸行事で活動している記録が残されている。

隼人、多に来て、方物を貢り。是の日に、大隅の隼人と阿多の隼人と、朝廷に相撲る。大隅の隼人勝ちぬ。(天武十一(六八二)年七月)

隼人等に明日香寺の西に響たまふ。種種の樂を発す。仍、禄賜ふこと各差有り。(同)

次に大隅・阿多の隼人、及び倭・河内の馬飼部造、各誅る。(天武朱鳥元(六八六)年九月)

皇太子、公卿・百寮人等を率て、殯宮に適でて慟哭る。是に、隼人の大隅・阿多の魁帥、各己が衆を領りて、互に進みて

誅る。(持統元(六八七)年五月)

隼人の大隅・阿多の魁帥等、三百三十七人に賞賜ふ。各差有り。(持統元(六八七)年七月)

筑紫大宰率河内王等に詔して曰はく、「沙門を大隅と阿多とに遣して、仏教を伝ふべし。(略)」とのたまふ。(持統六(六九二)年

閏五月)

また、隼人の七〇〇年代の反乱記事は、『続日本紀』に次のように記録されている。

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君、助督衣君弓自美、また、肝衝難波、肥人等を従へて、兵を持ちて竟国使刑部真木らを剽劫す。

是に竺志惣領に勅して、犯に准へて決罰せしめたまふ。(文武天皇四(七〇〇)年六月)

薩摩・多櫛、化を隔てて命に逆ふ。是に兵を發して征討し、遂に戸を校べ吏を置く。(大宝二(七〇二)年八月)

薩摩の隼人を討つ軍士に勲を授くること各差有り。(同九月)

是より先、薩摩の隼人を征する時、大宰の所部の神九処を禱み祈るに、実に神威に頼りて遂に荒ぶる賊を平げき。爰に、幣帛を奉りて其の禱を賽す。唱更の国司等今の薩摩国なり。言さく、「国内の要害の地に柵を建てて、戍を置きて守らむ」とまうす。許す。諸神を鎮め祭る。参河国

に幸せむとしたまふ為なり。(同十月)

詔して曰はく、「授くるに勲級を以てするは、本、功有るに抛る。若し優異せずは、何を以てか勸奨めむ。今、隼の賊を討つ將軍、并せて士卒ら、戦陣に功有る者一千二百八十余人に、並に勞に随ひて勲を授くべし」とのたまふ。(和銅六(七一三)年七月)

大宰府奏して言さく、「隼人反きて大隅国守陽候史麻呂を殺せり」とまうす。(養老四(七二〇)年二月)

中納言正四位下大伴宿祢旅人を征隼人持節大將軍とす。(同三月)

詔して曰はく、「蛮夷、害を為すこと古より有り。漢、五將に命せて驕れる胡を臣服せしめ、周、再駕を勞して荒ぶる俗を來王かしめき。今、西隅等の賊、乱を估み化に逆ひて屢良民を害ふ。因て持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿祢旅人を遣して、その罪を誅罰ひ彼の巢窟を尽さしむ。兵を治め衆を率て凶徒を剪り掃ひ、酋帥面縛せられて命を下吏に請ふ。寇党叩頭して争ひて敦風に靡く。然れども將軍、原野に暴露れて久しく旬月を延ぶ。時、盛熱に属く。豈艱苦無けむや。使をして慰問せしむ。忠勤を念ふべし」とのたまふ。(同六月)

また、後述するように、中央に派遣されていた隼人は「隼人司」に所属していたので、その職務内容なども豊富に記録を残している。一九六三年には、平城宮跡で隼人の用いていたものと推測される木製の楯が発掘された。さらに、隼人の本来の居住地である九州の熊本・鹿児島両県を中心とする地域の考古学的資料も揃い始めている。

というわけで、隼人研究は、すでにかなり豊富に蓄積されている。たとえば、井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社、一九七四年)、『日本古代文化の探究・隼人』(社会思想社、一九七五年)、中村明蔵『隼人の研究』(学生社、一九七七年)、中村明蔵『隼人の楯』(学生社、一九七八年)、『隼人世界の島々』(海と列島文化5、小学館、一九九〇年)、宮島正人『海神宮訪問神話の研究—阿曇王権神話論』(和泉書院、一九九九年)、寺川眞知夫「日向神話の設定」(『万葉古代学研究年報』2、二〇〇四年)そのほかで、資料と論点はほぼ出尽くしたと見てよい。これからは、一九六三年の隼人の楯のように考古学的新発見でもなければ、これ以上の進展はそう多くは望めないであろう。

ところで、先に引用したように、七〇〇年代初頭において隼人が天皇国家によって征討されている事実を踏まえて、海幸山幸神話は隼人の「服属神話」であるとする把握が一般化している。確かに、海幸山幸神話に「服属」という側面があるのはそのとおりだが、しかし、記紀の次のような記事から見るに、海幸山幸神話の一部については、もともと隼人自身によって演じられていた歌舞であった可能性が高い。

是を以ちて備に海神の教へし言の如くして、其の鉤を与へたまひき。故、爾れより以後は、稍愈に貧しくなりて、更に荒き心を起して迫め来ぬ。攻めむとする時は、塩盈珠を出して溺らし、其れ愁ひ請さば、塩乾珠を出して救ひ、如此惚まし苦しめたまひし時に、稽首白ししく、「僕は今より以後は、汝、命の昼夜の守護人と為りて仕へ奉らむ。」とまをしき。故、今に至るまで、其の溺れし時の種種の態、絶えず仕へ奉るなり。(神代記)

……時に兄、火闌降命、既に厄困まされて、乃ち自伏罪ひて曰さく、「今より以後、吾は、汝、の俳優の民たらむ。請ふ、施恩活へ」とまうす。是に、其の所乞の随に遂に赦す。(神代紀第十段本文)

……兄既に窮途りて、逃げ去る所無し。乃ち伏罪ひて曰さく、「吾已に過てり。今より以往は、吾が子孫の八十連属に、恒に、汝、の俳人と為らむ。一に云はく、狗人といふ。請ふ、哀びたまへ」とまうす。弟還りて濁瓊を出したまへば、潮自づからに息ぬ。是に、兄、弟、の神しき徳有すことを知りて、遂に其の弟に伏事ふ。是を以て、火酢芹、命の苗裔、諸の隼人等、今に至るまでに天皇の宮墻の傍を離れずして、代に吠ゆる狗して奉事する者なり。(神代紀第十段一書第二)

天皇政府にしても、いかに隼人が敗者だったとはいえ、こういつた歌舞をただ力ずくで演じさせることには限界があつただらう。力ずくだけならば、隼人はただ嫌いやながら演じるといふことになるから、歌舞自体の輝きは出てこないはずである。おそらく隼人の側は、これらの歌舞を演じること、自分たちがかけがえない存在であることを示すという、誇らしさのようなものを感じていたのではないか。というのは、以下に紹介するように、中国少数民族のなかには、「自民族の劣っている点を語る神話」を保持している事例がかなりの数存在していることがわかつてきたからである。以下、中国少数民族の「自民族の劣っている点を語る神話」を「負を語る神話」と簡略化して言い換えることにして、その「負を語る神話」モデルを用いて、海幸山幸神話の読みに新しい視点を導入してみたい。

## 2 少数民族と「自民族の劣っている点」を語る神話

神話は、自在な想像力、無数の隠喩、大胆な飛躍・展開に満ちた物語の形をとって、ある共同体の存在の根拠を語るものである。根拠を語るものはものごとの起源を語ることであるから、神話は基本的に起源神話の形を取る。そして、その起源神話は、その共同体が現に存在していること、理由を説明することによって、人々の「なぜ」という問いにそれなりの答えを与えて心を落ち着かせるだけでなく、その起源語りが、人々の現在

を励ますようなものであることが求められる。そこで神話は、幾分かの“美化”を伴うことになる。したがって、神話の一般的な定義としては、“神話は、ある共同体の根拠を、美化された起源語りとして語る物語である”とすることができよう。

ところが、中国辺境の少数民族の集落の訪問を重ねるにしたがって、この定義のうちの「美化」という要素に必ずしも適合しない神話が存在していることがわかってきた。それらの神話は、優勢民族漢族と比較しながら、自分たちの貧しさ、知恵の無さなど“自民族の劣っている点”を語る“負を語る神話”なのである。

さてこの“負を語る神話”だが、私の調査した範囲だけでも、中国雲南省、四川省のイ(彝)族・ハニ(哈尼)族・ワ(佯)族・ヌー(怒)族・ドゥーロン(独龍)族で実際に聞くことができたので、中国西・南部においては他にもかなり多くの少数民族が保有していると推測される。その実例のいくつかを挙げることにしよう。

なお、以下の各事例には、「歌ったもの」あるいは「語ったもの」という注記をしておいたが、辺境の集落での神話の表現形態は“歌う”か“唱える”かが一般的である。私の提起した「神話の現場の八段階」モデル<sup>3</sup>でいえば、最も原型的と思われる《第一段階》の神話は“歌う”か“唱える”かのどちらかであり、“語る”あるいは“話す”形態のものは、《第一段階》よりは変質の度合いの多い、《第二段階》以降のものだとしている。しかし、のちの段階のものでも、低生産力と無文字文化が維持されている社会の場合には、《第一段階》の神話の(核)の部分は大きな変化は受けにくいこともあるので、のちに示す事例3(ワ族)のように「語ったもの」ではあるが、神話資料として用いてよいと思われるものもある。

つけ加えておけば、実は私は、以下のような実例に出会うまで“負を語る神話”の存在を知らなかった。そのころの私は、従来の日本古代文学研究者同様、日本の国境の内側と、ギリシャ神話に代表される“文学的物語に近づいた変質神話”をモデルにして考えられた神話の概念にとらえられていたのである。したがって、以下の実例はいずれも、前もって私から“負を語る神話を教えて欲しい”と依頼したものではなく、私がただ“創世神話”を聞かせて欲しいと依頼した際に、自発的に歌われたり語られたりしたものである。

#### 事例1 (イ族)

創世神話「勒俄特依<sup>ネフオテイ</sup>」の一段として歌ったもの、四川省大涼山美姑以作村で一九九七年三月十七日取材。歌い手…ピモ(呪的専門家)ではないが歌に通じている男性(イ族)／イ(彝)語から中国語への通訳…摩瑟磁火<sup>モソツホ</sup>(イ族)／中国語から日本語への通訳…張正軍。

チョプジユムは天の神様の娘と結婚し、その妻は三人の男子を産んだ。三人の男子は口が不自由で言葉を話すことができなかった。鳥を発見

して、どうすればよいのかを天の神に聞きに行かせた。天の神は教えてくれなかった。その鳥は天の神の話をこっそり聞いた。人間界に戻って知らせようと思ったが天の神が追って来て、鳥の尾を踏んで切った。だからその鳥は、今も尾が短い。

その鳥は人間界に戻って来て、チョプジウムに知らせた。湯を沸かして竹の葉を湯の中に入れ、その竹で三人の息子を打つたら話せるようになるという。その方法で三人の息子を打つと、長男は漢語が話せるようになり、次男はチベット語が話せるようになり、三男はイ語が話せるようになった。しかし、言葉が違うので兄弟だが互いに言葉が通じなかった。

三人の息子は、今度は家を分けた。漢族の長男は石で境を作り、平地を取った。次男のチベット族は草で境をして、野原を取った。三男のイ族は木で境を作り、山を取った。漢族の長男は山の下の方の平地の田圃のあるところに住んで、とても賢いことに火事を起こして山と野原を焼いてしまった。そして、それらの土地を全部取ってしまった。だからチベット族とイ族は、漢族に奪われてしまったので土地はない。

この事例1では、現在の中国で人口の九割前後を占め、かつ行政や経済の中心部のほとんどを掌握している漢族の優位性と、それに比して、チベット族とイ族が、平地の良好な土地を持っていない「負」の現実を、イ族自身が語っているものである。これは、イ族が山岳地帯で暮らしているがゆえに、漢族に比べて貧しい生活を送っているという現実がまずあり、その現実がもたらされた「起源」を、過去におけるイ族の「知恵の無さ」に原因があったと語っている。

## 事例2 (ハニ族)

創世神話の一段として歌ったもの。雲南省金平県大老塘村で一九九六年二月十二日取材。歌い手・朱発貴(ハニ族、ピモ)呪的専門家、当時66歳)／ハニ語から中国語への通訳・李自学(ハニ族)／中国語から日本語への通訳・張正軍。

### ①ハニ族には知恵がない理由

ハニ族はアピエサという女の神様に知恵をもらいに行つた。アピエサは九つの籠に知恵を入れて与えた。持ち帰る途中でハニ族は遊んでいた。漢族もアピエサの所に行つた。アピエサは九つの籠に入れた金きんを与えた。途中、ハニ族に出会ったとき、ハニ族は不公平だと思った。「知恵は空っぽで見えないが、漢族のもらった金は、実際におカネとして使えるものだ」と思った。漢族と相談して交換することにした。だから今、漢族は賢くて頭がいい。頭で考えて生活している。ハニ族は賢くないので、いま肉体労働で生活している。

### ②ハニ族には土地がない理由

ハニ族は早起きで勤勉で、草でたくさんの紐を作つてつなぎ、印しとして山にたくさん置いた。歩いた所にはこの紐を置き、自分のものにした土地は多いと思つた。「草の紐がある所は私の土地だ。私の歩いた所には村があつて、そこには鶏も犬もいて、鶏と犬が啼いている所も私の土地だ。こういうふうに土地を分けよう」と言つた。

漢族は、「今はまだ早い。私はまだ印しをすべて置いていない。まだ用意ができていないのです。待つてください」と言つた。漢族は山の岩に印しを彫り、「この山は私の山だ」と言つた。

三月になると、漢族の印し付けも終わつた。その三月に山火事が起き、ハニ族の草の紐の印しは焼けてしまつた。漢族はハニ族に言つた「私は印しをもう用意したので、山を分けましょう」。

草は焼けてしまつたが、岩の印しは残つていたので、ハニ族の土地は何もなくなり、すべての土地は漢族のものになつた。

### ③ハニ族には財産がない理由

母牛と仔牛がいた。ハニ族は兄だから、田を耕すのに良いからと母牛を取つた。漢族は残りの仔牛を取つた。そして互いに、「もしも母牛が仔牛の所にやつて来たら、母牛も漢族のものになる。逆に、仔牛が母牛の所にやつて来たら、仔牛もハニ族のものになる」と約束した。漢族は白い布を仔牛の鼻に付けて引つ張つていたので、仔牛は動けなかつた。ハニ族は藤のつるで母牛の鼻を繫いでいたが、母牛は仔牛に乳を与えて乳房が大きくなつて苦しかつた。ちょうどそのとき仔牛も乳を飲みたいと啼いた。藤のつるは生のときは青くて強いが、枯れると簡単に折れるので切れてしまい、母牛は仔牛の所へ行つた。それで、ハニ族には牛がないが、漢族は牛を持つている。

### ④ハニ族の土地には川や海がない理由

ハニ族は、「川の中で木を燃やして火が消えなければ、その川はハニ族のものだ」と言つて、山の大きな木を伐り、日で乾かしてから火をつけ、山から転がして川の中に入れた。しかし、木が川の中にはいると、火はすぐ消えてしまつた。だからハニ族の土地には、いま川も海もない。漢族は、「川の中でロウソクの火が消えなければその川は漢族のものだ」と言つて、馬の鞍の上に牛糞を入れて、その上にロウソクを立てて火をつけ、川に流した。牛糞は軟らかいのでロウソクを立てやすく、ロウソクは消えずに川を流れていつたので、川も海も漢族のものになつた。

### ⑤ハニ族には木がない理由

木を分ける時に、ハニ族は、木の梢の部分を齧つて「この木はハニ族のだ」と言つたが、しかし梢は齧られると地面に落ちてしまつた。漢族は、木の根を抱えて「この木は漢族のだ」と言つた。父神は、「木には根こそがたいせつなものだから木は漢族のものだ」と言つた。だから、ハニ族には木がなく、漢族には木がある。

⑥ 八二族には岩がない理由

父神は、八二族はなにももらっていないので可哀想だと思い、「矢を岩に立てれば岩を分けてやろう」と言った。そこで、八二族は、鉄で作った矢を岩に打ち込もうとした。しかし岩には刺さらなかったため、八二族には今、岩もない。漢族は、矢の先端に、溶けたロウソクを付けて射た。ロウソクは軟らかいので矢が岩にくっついた。だから漢族は、岩も持っている。

この事例2もまた、前出の事例1と同じく、漢族の優位性と、八二族が漢族に比してすべての点で劣っているという「負」の現実を、八二族自身が語っている。しかも、①八二族には知恵がない、②八二族には土地がない、③八二族には財産がない、④八二族の土地には川や海がない、⑤八二族には木がない、⑥八二族には岩がない、というふうに「自民族の劣っている点」を次々に歌うのである。これは、まるで、日本の歌舞伎などの科白にある、似たような事例を列挙していく「連ね」の芸を楽しんでいるかのようにさえ感じられる。

なお、この事例2は事例1と同じく、自分たちが「負」の存在になった原因を、自らの「知恵の無さ」に求めている点に特徴がある。現実には、漢族が打ち立てた国家あるいは、そういった体制を継承した異民族の国家によって、武力を背景としてそのような「負」の境遇に追いやられたこともあったに違いないのだが、それを自分たちの「知恵の無さ」「ゆえだ」としたところに、最小限の「美化」は行なわれているのかもしれない。

事例3 (ワ族)

① ワ族に文字がないこと理由 (大意)

(創世神話「司崗里」の一段として歌ったもの、雲南省西盟佤族自治县中課郷高籠村で二〇〇二年九月十一日取材。歌い手…尼短…:…モーパ|| 呪的専門家ではないが歌に通じている男性、当時55歳 / ワ語から中国語への通訳…岩祥 (ワ族) / 中国語から日本語への通訳…張正軍)

「司崗里」という洞窟を人間が出てから、いくつかの民族に分かれたので、今の私たちはどの民族も皆きょうだいだ。雀が洞窟に穴をあけたので、人間は外に出た。しかし、人間を食う虎 (豹) の尾を鼠が噛んだので、痛がっているうちに人間がたくさん出て来た。人間の数が多くなったので、虎は恐くなって山に逃げてしまった。もし鼠の助けがなければ、人間は皆虎に食われてしまっただろう。司崗里から人間が出て、いろいろな民族に分かれたが、数も数えられず、文字も書けなかった。父親から勉強をしてくるようにと言われた息子たちは、長男 (岩) のワ族は文字を牛の皮に書いたが、お腹がすいてその牛の皮を食べてしまった。だからワ族には文字がないのだ。次男 (尼) はタイ (傣) 族で、文字を葉に書いた。だからタイ族は、今でも葉に文字を書いているのだ。三男 (三) は漢族で、文字を紙に書いた。だから漢族は、今でも紙に文字を



書いているのだ。

②ワ族が山の上で陸稲栽培しかできなくなった理由

(語ったもの、雲南省孟連傣族拉祜族佤族自治县の海東小寨で二〇〇二年九月十二日取材。語り手・アイ・ムルン……ワ族、長老、当時77歳) / ワ語から中国語への通訳…張海珍……タイ族 / 中国語から日本語への通訳…張正軍)

ワ族は長男なのになぜ山の上に住んでいるのか。それは、天の神が洪水で流されて沈んだときに、人間が良い心を持っているか、悪い心を持っているか試した。天の神が、「沈んでいる私を助けてくれ」と長男のワ族に頼んだところ、ワ族は「いま陸稲の栽培で忙しい」と断わった。次に次男のタイ族に頼んだところ、「水田の仕事で忙しい」と断わられた。そこで天の神は、ワ族には「山の上で陸稲を作りなさい」、タイ族には「平地で水稲を作りなさい」と命じた。そこで、最後に三男の漢族に頼んだら救ってくれたので、天の神は、漢族だけは労働しなくても食べられるようにしてやった。

③ワ族に文字がないこと理由

(二〇〇二年九月十三日、雲南省孟連傣族拉祜族佤族自治县の大芒糯村の神話として、タイ族の張海珍が中国語で話したもの。中国語から日本語への通訳…張正軍)

天の神が人間に文字を教えに来た。ワ族の村では、木の梢に雨が吹き込まない立派な鳥の巣ができていた。天の神が、これは誰が作ったのかと尋ねると、本当は鳥が作ったのに、ワ族は自分たちが作ったと答えた。また、干したヘチマをご飯を蒸す桶の下に敷いていたが、そのヘチマの繊維が編み目のような形に見えたので、天の神がこれは誰が編んだのかと尋ねると、本当は自然にできたものなのに、ワ族は自分たちが作ったと答えた。天の神は、ワ族は本当に賢い、自分が教えることは何もないと言って、文字を教えるのは漢族やほかの民族だけにした。だからワ族は文字を知らないのだ。

「①ワ族に文字がないこと理由」は、食べられる牛の皮に文字を書いたという、これも「知恵の無さ」に入れることができる。しかしこの事例3(ワ族)の場合で特に特徴的なのは、「②ワ族が山の上で陸稲栽培しかできなくなった理由」で、「ワ族は「いま陸稲の栽培で忙しい」と断わった」というふうには、神への態度の冷淡さに原因があるとしていることや、「③ワ族に文字がないこと理由」で、実力以上に自分の能力を誇示したということの原因があるとしていることである。これは、「知恵の無さ」ではなく、「人格的な欠陥」が原因だとしているのだから、自分自身をそのような描くということはかなりな精神的ダメージになるはずのものである。それでもなおこのように語るのはなぜだろうか。

西本陽一は「北タイ・クリスチャン・ラフ族における民族関係の経験と自嘲の語り」という論文で、ラフ（拉枯）族の“負を語る神話”について以下のように報告している。

#### 事例4（ラフ族）

##### a（自嘲の語りの具体例）

「ラフは馬鹿だ」「ラフは知恵がない」「ラフは考えがない」「ラフは教育がない」「ラフは国がない」「他人の国に住んでいる」「ラフは仲良く暮らせない」「ラフはすぐ喧嘩する」「ラフは山ネズミ、ラフは猿」「ラフは森にばかり住んでいる」「私たちは低い」「ラフのおかずはみすばらしい」「シヤンは納豆、中国人は豚肉、ラフは唐辛子」「ラフの家はみすばらしい」「ラフは嘘つきだ」

……そして貧困などの属性は「ラフは今も、昔も、将来も貧しい」といった風に、ラフ人／ラフ民族の不変の性質であるかのように語られる。

##### b「文字の喪失」

昔々神様が文字を授けるために民族を全て呼び集めた。全ての民族が神様のもとへ行ったが中国人だけは行かなかった。神様は諸民族に文字を与えた。ラフには餅のうえに書いて授け、シヤンにはシュロの葉のうえに書いて授けた。神様が餅の上に書いてくれたのでラフは「このままにしておけば無くなってしまうだろう。食べてお腹の中にしまっておけば消えることはないさ。心で覚えておこう」と言って焼いて食べてしまいい、文字が無くなった。前に神様のもとに行かなかった中国人は後日に赴き神様に文字をくれと言った。神様は翌朝一羽の白イカラスを遣わし、中国人にカラスが引つ掻くのを真似て書かせたため、中国人の文字はカラスが引つ掻いたような形をしている。

c ……ラフの自嘲の語りの奇妙さは、彼らが自分のみならず周囲のラフにとっても否定的・侮辱的である筈の言葉を、誰が聞いているかにも一向構わず、ごく普通に口にするというところにある。……そして村人が自民族について語る際の無意識的で自然な語り方、また自嘲の語りがさまざまな表現形態において聞かれる語りのスタイルであることは、自嘲の語りが既に長期間存在した現象であることを窺わせる。

d ラフの民族としての起源ははっきりとしないが、中国明代（1368—1644）には既に雲南地方に住んでいて、傣族地方領主の支配下にあった。しかし、清代を通じて土司による間接支配を中央の直接支配に切り替える「改土歸流」政策が進められ、その進展とともにラフの自立的な政治・宗教統合は解体され、のちに各地の首領の権限も削られて、19世紀末には直接統治のもとで搾取を受けるほどになった。さらに、1896年にイギリス植民勢力が上ビルマを併合すると、中国も国境地帯の支配権を確保するために辺境地域への軍事遠征を一段と強めた。18世紀から20世紀

の初めまで、宗教的指導者に率いられたものも含めてラフは頑強に反乱を繰り返したが、19世紀末までには大部分が中国の支配下に入るとともに、一部はビルマやラオスへと逃れた。

e 既にスタイル化された自民族の性質についての否定的な語り口は、民族間の権力関係の歴史の中で平地民の圧倒的な力と長年隣り合わせで生きてこざるを得なかった少数民族の劣等意識が、他民族の山地民に対する軽蔑的な見方を取り入れ、(解釈を通して)内在化していったことにより形成されたと考えられる。

a (自嘲の語りの具体例) においては、「知恵の無さ」だけではなく、「ラフは嘘つきだ」というふうには、自民族の「人格的な欠陥」が原因だとしているものもある。

ところで、西本は、cにおいて、彼らは「自分のみならず周囲のラフにとっても否定的・侮辱的である筈の言葉を、誰が聞いているかにも一向構わず、ごく普通に口にする」と述べているが、この点は私が取材した事例1(イ族)、事例2(ハニ族)、事例3(ワ族)においても同じであった。ということは、このような「負を語る神話」においては、西本が、このように「自民族の劣っている点」を語ることを「自嘲の語り」だとしている点には幾分かの修正が必要である。確かに、優越している漢族の側から見れば「自嘲の語り」と見えるのはわかるにしても、しかし、それぞれの少数民族の側から見れば、実は、そのように自民族の「負」の部分語ることによって、心の安らぎを得ている面の方が大きいのではないかと私は考える。

というのも、先にも定義したように、「神話は、ある共同体の根拠を、美化された起源語りとして語る物語である」にしても、その「美化」も度が過ぎると、その民族の実力や実態との距離が大きくなりすぎて、それがかえって心の負担となって、その民族を時には発作的行動に追いやることもあるからである。教祖・教義・教典・教団・布教活動がセットになった宗教の場合は、民族や国家の違いを越えて、いわば教義という観念の体系を武器にして新たな共同体を作る。宗教は、教義という観念世界をまず作り上げ、その観念世界のほうに現実を引き寄せて新しい現実を作り出すのであるが、その観念の体系はしばしば妄想と区別がつかなくなることがあるので、時には現実世界を悲惨なものに変えてしまうことになる。

しかし神話世界は、あくまでもその民族の内側にしか作用できず、いま現に生きている事実そのものから飛躍することができない。すなわち、神話には生存の現実が張りついているのである。とすれば、その張りついている現実とあまりに離れた「美化」を行なうことはできないはずである。その結果、神話は、たとえ「負」ではあってもそれが自民族の現実の姿ならばそれを承認せざるを得ない。承認した上で、それを少し「美化」

するのである。

事例1から事例4までに即して言えば、漢族や、漢族国家あるいは漢族的国家の武力によって屈服させられたと語らずに、“知恵の無さ”や“人格的欠陥”ゆえにそうなったと語るところに、一ひねりひねった「美化」がなされていると言うべきであろう。

### 3 負を語る神話の要素を排除した古事記

縄文期（紀元前一万年余）、弥生期（紀元前三〇〇年ごろ）紀元後三〇〇年ごろ）以来の日本列島民族（ヤマト族）は、当時の中国国家との関係からみれば少数民族の位置にあつたし、長い間無文字であつたという点から見て文化的にも少数民族的であつた。しかし、中国大陸との間には海が天然の防御壁として横たわつていたし、また中国大陸から九州への道の間には朝鮮半島があつたので、中国国家の進出圧力は朝鮮半島諸国の抵抗によつて弱められた。そこで、古代ヤマト族は、漢族国家によつて征服されるという体験を持たずに済んだ。その結果、日本最古の書物『古事記』（七十二年）は、少数民族の神話を継承しているとはいえ、全体としては“自民族の劣っている点を語らない”神話になっている。それどころか、高天原という神話的他界に根拠を持つという神話を背負つた天皇氏族の視点からの、いわば優勢民族の神話になっている。これは、海の防御壁のお陰で、漢族の直接侵攻に対する危機感を抱く必要がなかつたので、安全圏の中で、少数民族ヤマト族の神話を、日本列島内での優勢民族である天皇氏族のまなざしのもとに熟成させることができたからであろう。天皇氏族の場合には、「優れた他民族」であつた漢族が武力侵略という形で海を押し渡つてくる危機感が生じるのは、白村江で唐・新羅連合軍との戦いで敗れた（六六三年）あとのことであり、そのころにはすでに、『古事記』の原型を成す神話群はほぼ形ができ上がつていたことだろう。したがつて、天皇氏族の神話は、自らが「優れた他民族」に敗れるといった要素を「自民族の劣っている点」として語る必要がなかつたのではないか。

しかし一方で、全体が少数民族としての日本列島民族の範囲内のこととはいえ、天皇氏族と接触したために、相対的にさらに弱小の少数民族の位置に置かれた蝦夷・土蜘蛛・国巢・佐伯・隼人・熊襲（隼人の別名の可能性あり）そのほかの人々がいた。このような人々は、地方の記事に姿を見せることが多いので、七〇〇年代半ばの『風土記』のうちから次の三例だけを挙げておこう。

古老のいへらく、昔、国巢俗の語に都知久母、又夜都賀波岐といふ山之佐伯、野之佐伯ありき。普く土窟を掘り置きて、常に穴に居み、人來れば窟に入りて窺り、其の人去れば更郊に出でて遊ぶ。狼の性、梟の情にして、鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、弥、風俗を阻

てき。此の時、大臣の族黒坂命、出で遊べる時を伺候ひて、茨棘を穴の内に施れ、即て騎の兵を縦ちて、急に逐ひ迫めしめき。佐伯等、

常の如土窟に走り帰り、盡に茨棘に繋りて、衝き害疾はれて死に散けき。故、茨棘を取りて、県の名に着けき。〔常陸国風土記〕茨城郡)

古、国栖、名は寸津毗古・寸津毗売といふもの二人ありき。其の寸津毗古、天皇の幸に当り、命に違ひ、化に背きて、甚く肃敬なかりき。爰に御剣を抽きて、登時に斬り滅したまひき。是に寸津毗売、懼悚り心愁へ、白幡を表挙げて、道に迎へて拝みまつりき。天皇、矜みて恩旨を降し、其の房を放免したまひき。〔常陸国風土記〕行方郡)

郡の西に川あり。名を佐嘉川といふ。年魚あり。其の源は郡の北の山より出で、南に流れて海に入る。此の川上に荒ぶる神ありて、往來の人、半を生かし、半を殺しき。ここに、県主等の祖大荒田占問ひき。時に、土蜘蛛大山田女・狭山田女といふものあり、二の女子の云ひしく、「下田の村の土を取りて、人形・馬形を作りて、此の神を祭祀らば、必ず応和ぎなむ」といひき。大荒田、即ち其の辞の隨に、此の神を祭るに、神此の祭を飲けて、遂に応和ぎき。ここに大荒田いひしく「此の婦は、如是、実に賢女なり。故、賢女を以ちて、国の名と為むと欲ふ」といひき。因りて賢女の郡といひき。今、佐嘉の郡と謂ふは、訛れるなり。〔肥前国風土記〕佐嘉郡)

これら「国巢」「佐伯」「土蜘蛛」といった人々は、優勢民族である天皇の軍勢に逆らつて殺されるか、あるいは帰服するかのどちらかであった。彼らの中には、『肥前国風土記』（佐嘉郡）の記事からもわかるように、呪術的な独自の文化を持つていた者たちもいたと思われるが、神話など彼らの文化を伝えるまとまつた記事は、『古事記』『日本書紀』、諸『風土記』の中にほとんど見いだされない。中国少数民族の場合は、漢族国家が成立しても、辺境や山岳地帯に逃げて生き延びることによって、彼らの独自の文化を現代にまで伝えた。しかし、狭小な日本列島においては、アイヌ民族やオキナワ民族を除いて、そのようなことが生じる空間的な条件はなかつたのであろう。

その結果『古事記』は、少数民族的な神話の断片の集積とはいいいながら、基本的には、高天原の神々から地上の王（天皇）まで、一貫して勝者の立場で書かれることになつたのであろう。敗北する側は、天皇氏族同士の内紛を除けば、蝦夷・土蜘蛛・国巢・佐伯・隼人・熊襲といった、天皇国家と敵対して敗れた者たちばかりである。

この点について、井上秀雄は朝鮮半島の建国神話との比較において、次のように述べている。<sup>(6)</sup>

高句麗や百済にみられる王の姿は、武力に優れた勇者ではなく、むしろ、生国を追われた敗者が、家臣や国民に助けられて国を作るといふものである。新羅や加羅諸国などでは、開国の始祖は、国民の要望によつて天から降臨するが、国民に養育され、やがて擁立されて王位につくと

いう。これらの点は、高天原の神々だけの考えで開国され、全国支配に有利な土地を求めて神武天皇が東征に旅立ち、勝利者として大和に建国するという日本の神話とは、対照的なものである。

私は、古代朝鮮半島民族もまた、古代中国国家との関係では少数民族であったと考えている。とすれば、ヤマト族と同じく少数民族でありながら国家を建設した古代朝鮮半島民族の場合の方が、その建国神話においては、“王の劣っている点を語る神話”の要素をより多く含んでいると言えそうである。

古代中国の場合、国家を形成した漢族にも、現在の少数民族的な生活を送っていた段階はあつたはずである。そして、その段階では、現在の少数民族が保有している創世神話にあたるものなども持っていたと思われるが、漢族はそのようなムラ段階の、少数民族的神話は国家段階にまでは引きずらなかつたと思われる。

しかしながら、古代日本の場合には、古代中国国家との関係では少数民族的位置にあつた縄文・弥生期のヤマト族のムラ段階的な神話を、日本古代国家の中枢部において継承した。なによりもまず、王である天皇の正統性の根拠を、そういったムラ段階的な高天原神話に求めた。それを書物という形で具現化したものが、『古事記』『日本書紀』であり、制度面から具現化したものが、神祇官の整備と、「神祇令」に準拠した伊勢神宮を頂点とする国家祭祀群の整備であつた。

このようにして、ムラ段階の神話を継承していながら天皇氏族自身の“負”を語る視点は欠落した国家神話が誕生したところに、その後の、現在に至るまでの日本文化と日本国の国家体制に、単純な論理では把握しきれない独特な性格を与えることになつた。“負”を語る視点とは、それなりに現実上添つた自己像を描くというリアリズムの視点の獲得に通じるので、逆にその視点を完全に欠落させたということは、そういったリアリズムの視点の欠落ということになるのである。国家運営の面では、律令体制という実利優先の官僚体制を中国から導入したので、行政面でのリアリズムは律令体制によつて保障された。したがつて、六〇〇、七〇〇年代に成立した、“負”を語る視点を欠如した国家神話に支えられた呪術王的天皇像と、律令によつて与えられた行政面でのリアリズム体制という、相反する存在が共存することによつてその後の日本の歴史は推移し、そういった社会構造は二十一世紀に入った現在でも基本的に変わっていないのである。

#### 4 “負を語る神話”モデルから見た海幸山幸神話

ところで、蝦夷・土蜘蛛・国巢・佐伯・隼人・熊襲などの固有の神話の全体像を復元するのは不可能に近いが、隼人だけは『古事記』『日本書紀』に比較的多くの神話を残しているので、中国少数民族の“負を語る神話”モデルを用いて、隼人族の海幸山幸神話の読み直しの視点を提示しておきたい。

海幸山幸神話は、『古事記』だけでなく、『日本書紀』（七二〇年）にもかなりの量の記述を残している。これは、海幸山幸神話が、『古事記』『日本書紀』の原資料群が形成されるかなり古い段階（五、六世紀ごろか）にすでに或る程度までできあがっていて、かつ、『古事記』『日本書紀』の実際の編集期（七世紀末から八世紀初頭にかけて）にも、この神話の担い手が天皇国家の“記録編纂部門”に深く関わっていたことを示している。海幸山幸神話は、その前の段と後の段とに挟まれる構成になっている。その概略を示すと以下のようなになる（地名・神名などの固有名詞は『古事記』による）。

〔前段〕高天原から降臨してきた天津日高日子番能邇邇芸能命が、笠沙（九州の南部地域）の岬で、大山津見神の娘の神阿多津比売（亦の名は木花之佐久夜毘売）と出会い、結婚して火照命（隼人阿多君の祖）、火須勢理命、火遠理命（亦の名は天津日高日子穗穗手見命）が生まれる。

①火照命（海幸彦）と火遠理命（山幸彦）が、それぞれ釣り道具と狩猟道具を交換してみたところ、弟の山幸彦が釣り針をなくしてしまった。山幸彦が兄の海幸彦に別の釣り針を作って返そうとするが、兄はどうしても元の釣り針を返せと言いつづける。

②山幸彦は、塩椎神の助けを得て海の中の海神の宮に着く。

③海神の娘豊玉毘売と結婚して三年が過ぎる。

④鯛の喉に刺さっていた釣り針が発見されて、山幸彦に返される。

⑤海神が、「この釣り針を兄に返すときに『この釣り針は、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤』という呪文を唱えなさい。兄が上に田を作ったらあなたは下に田を作り、兄が下に作ったらあなたは上に作りなさい。そうすれば兄は必ず貧窮します。兄がそれを恨んで攻めてきたら、塩盈珠を出して溺らせ、許してくれと言ったら塩乾珠を出して活かして、苦しめなさい」と言った。

⑥山幸彦は鰐の首の所に乗って地上に帰る。

⑦山幸彦が兄に対して、海神が教えたようにしたところ、兄は懇願して「私は後は、あなたの昼夜の守護人となってお仕え申し上げます」と言った。そこで、今に至るまで、その溺れた時の種類の態を演じて絶えずお仕え申し上げているのである。

〔後段〕豊玉毘売が地上にやって来て、天津日高日子波限建鸕草葺不合命を産んで、海神宮に帰る。豊玉毘売は代わりに妹の玉依毘売を地上に派遣し、のちに玉依毘売が天津日高日子波限建鸕草葺不合命と結婚して、四人の子を産み、その末子が初代天皇である神武天皇になった。

この①～⑦までを火照命（海幸彦）の側が自らこういう神話を語っている場合を想定すれば、自分たちが天皇氏族に敗北する物語でもあるから、これは「負を語る神話」の一種だとすることができよう。

ところで、①～⑦までの海幸山幸神話の源については、次に引用する松村武雄説に代表されるように、インドネシア地域の神話に求めるのが穏当だろう。

海幸・山幸の神話を遡尋すると、南洋に伝承されてゐる或る説話に逢着せざるを得ない。（略）

セレベスのミナハッサに伝承される説話になると、ケイ島の説話よりも更に海幸・山幸の神話に同似してゐるのを見出す。

パサンバンコのカヴルサンといふ男が、一友から鉤を借り受け、小舟で海に出て釣をしてゐると、魚のために糸を切られて鉤を失つた。帰つて友に語ると、友は「是非元の鉤を返してもらひたい。他の鉤なら十個でも受取らぬ。」と言ふ。困惑したカヴルサンは、再び海に出て、鉤を失くした場所で水中に没すると、一つの道がついてゐるのを見出した。その道を辿つて行くと、とある村に到つた。一軒の家から騒ぎと悲嘆の声とが聞えるので、その家に入ると、乙女がその喉に刺さつた鉤のために苦しんでゐる。カヴルサンが、鉤を喉から引き抜いてやつたので、乙女の両親が喜んで贈物を彼に与へた。カヴルサンが海中に没した場所に引き返すと、小舟が見えなくなつてゐたので、嘆き悲しんでゐると、一匹の大きな魚がやって来た。魚は彼の懇願を容れて、彼がその背に坐するや、疾風のやうな早さで水裏を飛び、間もなく著いた。彼はおのれを苦しめた友に復仇すべく、諸々の神の冥助を乞ひ、大雨を降らせてこれを窮境に陥れる。（原注省略——引用者）

（略）

他から借り受けた獵具若くは漁具を或る他界の動物に奪はれた或る男が、その持ち主から返還を責めはたられ、困惑の末自ら他界に出かけて、これを探し出すことに成功することを構成内容とする説話は、白鳥処女説話や仙境俺留説話のやうな、世界大拡布説話に属するものではない。



それは世界の諸地域に広く散布してゐるのではない。特にインドネシア地域だけに伝承されてゐる。尤も亞米利加の西北岸地域にはそれが見出されるが、それは例外で、本拠からの流伝であるとすべく、本拠はまさしくインドネシア地域であり、同地域に於ては、パラウにも存し、ケイにも存し、ミナハッサにも存し、トラジャにも見出され、ブギ族にも見出され、ソエンバにも見出され、またスマトラのバタク族の間にも伝承されてゐる。この事實は、この型の説話の発祥地が他ならぬインドネシア地域であることを確示してゐるからである。

私の調べたかぎりでも、①～⑦までの海幸山幸神話と構造がこれほどに類似しているのはこの「セレベスのミナハッサに伝承される説話」以外にない。おそらくは、紀元前の縄文末期から弥生初期のころにはすでに、インドネシア地域の文化もまた、海洋民の移動のなかで日本列島に伝えられていたものと思われる。その段階では①～⑦までの海幸山幸神話も、単に同じ家族の兄と弟の物語だけだったのだろうが、それがのちに天皇氏族の神話として採用される段階では、弟は天皇氏族の始祖となり、兄は同じく兄弟とは言え、その天皇氏族によつて支配される隼人へと変換されたのであろう。

ということとは、古い段階の隼人族にとつては、「セレベスのミナハッサに伝承される説話」のような話において、その中に登場する悪役の「友」も善人役のカヴルサンも同じ民族の中での話であるから、記紀の海幸山幸神話のように、敗北する隼人と勝利する天皇氏族という、民族の対立関係は表現していない。したがつて、「セレベスのミナハッサに伝承される説話」に近い原・海幸山幸神話は、古い段階の隼人にとつては自民族の起源を語る貴重な神話として語られていたに違いない。それがのちに、天皇氏族の側から、天皇氏族に有利な話に読み換えられていくことになつたのであろう。

ところで、隼人は、すでに引用したように、七〇〇年代に入つても天皇政府に対して反乱を起こしていた。『古事記』（七二二年）、『日本書紀』（七二〇年）の成立期においてさえ、九州の隼人の反乱は繰り返されていたのであつた。このように、天皇国家と敵対していたにもかかわらず隼人の海幸山幸神話は記録されたのだが、蝦夷・土蜘蛛・国巢・佐伯・熊襲には、たとえ「負を語る神話」だとしても、『古事記』『日本書紀』に神話を残すことはなかつた。なぜそのような違いが出たかについては、次のように考えることができるだろう。

まず、インドネシア地域からの移動民であつた隼人は紀元前にすでに九州に辿り着いていて、後から登場してきたのちに天皇国家を形成する氏族と接触し、混血を含む交流が生じたのであろう。その過程で、天皇氏族と交流する隼人と、天皇氏族に敵対する隼人とに分かれたのだと思われる。そのうちの、交流する立場を選んだ隼人の姿が、海幸山幸神話の「前段」となり、それが初代天皇に結びつく「後段」とも接続して、天皇の系譜にとつて非常に名誉ある地位を占めさせたのである。

隼人と天皇氏族の接触については、次に引用するように、三〜五世紀であったと考えられる。

(略) 隼人(その一部)が大和政権に服属した時期を四世紀の終末から五世紀初頭と考えても、大きな誤りはないであろう。(中村明蔵『隼人の楯』学生社、一九七八年)

『日本書紀』の伝承記録からみても、三〜四世紀代、大和朝廷に抵抗した南九州の人々が熊襲と呼ばれ、大和朝廷に服属した五世紀以後は隼人と呼ばれたとみてよいであろう。このことは、考古学上の成果からも同じような見解を見いださうようである。(上村俊雄「南九州の考古学」『隼人世界の島々』海と列島文化5、小学館、一九九〇年)

ただし、両者共に隼人の天皇氏族との交流を「服属」と呼んでいるが、おそらくは、半分は正しいにしても半分は違っている。というのは、①⑦のような海幸山幸神話を、自分たちの「屈辱」と受けとめるだけではない感性が、天皇氏族と交流を持った隼人の側には生じていたに違いないと考えるからである。

すでに述べたように、『古事記』『日本書紀』の記述によれば、天皇氏族と交流を持った隼人は、かなり早い段階から、天皇や皇子に近侍する「近習隼人」として登場してくる。また、天皇国家の諸祭祀においても、次の資料でもわかるように、天皇の登場するごく近くで、特殊呪術を持って奉仕している。以下の引用は九〇〇年代初頭の『延喜式』からのものだが、天皇国家の国家祭祀の具体像の記録としては、『古事記』が編纂された七〇〇年代からの伝統もそれなりに伝えていいると考えられる。

〔踐祚大嘗祭〕(十一月……卯日平明)

(略) 左右衛門督以下各引其隊、分衛其方及。門部糺察諸門出入。隼人司率隼人、分立左右朝集堂前、待開門乃発声。

(略) 伴・佐伯氏各二人開大嘗宮南門。衛門府開朝堂院南門。宮内官人引吉野国栖<sup>フエフキ</sup>十二人・笛工<sup>フエフキ</sup>十二人(割注略)、入自朝堂院東掖門、就位奏古風。悠紀国司引歌人入自同門、就位奏国風。伴宿祢一人、佐伯宿祢一人、各引語部十五人(割注略)、入自東西掖門、就位奏古詞。<sup>フルコト</sup>皇太子入自東南掖門、諸親王入自西門、大臣以下五位以上入自南門、並就幄下座。六位以下在暉章、修式二堂後、依次列立。群官初入隼人発声、立定乃止、進於楯前、拍手歌舞。五位以上共起、就中庭版位、跪拍手四度、度別八遍。<sup>ヤチテ</sup>神語所謂八開手是也。皇太子先拍手而退。次五位以上拍手。(略)

〔兵部省・隼人司〕

凡元日即位及蕃客人朝等儀。官人三人、史生二人率大衣オホキヌ二人、番上隼人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人一百二人、分陣応天門外之左右。蕃客人朝。天皇不臨軒者不陣。群官初入自胡床起、今来隼人発吠声三節。蕃客人朝。不在吠限界。其官人著当色横刀、大衣及番上隼人著当色横刀、白赤木綿、耳形鬘。自余隼人皆著大横布ヒトヘキヌ衫、襟袖著両面襦。布袴、著両面襦。緋帛肩巾横刀、白赤木綿、耳形鬘。番上隼人已上横刀私備。執楯槍並坐胡床。凡踐祚大嘗日。分陣応天門内之左右。其群官初入発吠。悠紀入官人并彈琴、吹笛、擊百子、拍手、歌舞人等、彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、舞二人。從興礼門參入御在所塀外、北向立奏風俗歌舞。主基入亦准此。

凡遠從駕行者、官人二人、史生二人。率大衣二人、番上隼人四人、及今来隼人十人供奉。番上已上並帶横刀騎馬。但大衣已下著木綿鬘。今来者緋肩巾、木綿鬘、帶横刀執槍步行。其駕經国界及山川道路之曲、今来隼人為吠。

凡行幸經宿者、隼人為吠。但近幸不吠。

(略)

凡今来隼人、令大衣習吠。左発本声、右発末声。惣大声十遍、小声一遍。訖一人更発細声二遍。

凡正月十五日、史生一人并大衣率今来隼人、就主殿寮発声一節。乃進御薪。

凡大衣者、扱譜第内、置左右各一人。大隅為左、阿多為右。教導隼人、催造雜物、候時令吠。若有闕者申省。省即申官補之。

「踐祚大嘗祭」は、天皇国家の国家祭祀の中でも最大の祭祀であり、新天皇が即位するときだけでなく行なわれる。このとき隼人は、「朝集堂」の前に立ち、「開門」の時には「発声」したという。また「兵部省・隼人司」条によれば、「蕃客人朝等儀」の際には、隼人は「吠声」を発したとある。また、天皇の「行幸」の路程においては、国の境や山川の曲がり角に来ると隼人が「吠ゆることを為す」とある。天皇政府の側からは、隼人の発するこれらの「声」には、何か特別な呪術性が感じられていたのであろう。と同時に、天皇のごく近くに隼人がいることに、天皇政府側が警戒心を持つていたように見えない。隼人もまた、天皇のごく近くで独自の呪術的な声を発することを、重要な職責であると感じていたのではないか。したがって、①～⑦の海幸山幸神話にしても、敗北した隼人が勝者(天皇)によってこのような神話を押しつけられて、すなわち「服属神話」として、屈辱感にうちひしがれながら、嫌悪感のみで語ったり、歌い舞ったりしていたわけではあるまい。先にも述べたように、もともと原・海幸山幸神話は、隼人にとって自民族の起源を語る固有な神話であったから、それを語ることに何の違和感もなかったであろう。そのような基盤の上に、天皇氏族との接触、交流、敗北といった歴史的現実が重なって、記紀の①～⑦のような海幸山幸神話ができたのである。

とはいいいながら、この記紀の海幸山幸神話は、やはり隼人の敗北、屈服、屈従を語っていることは間違いない。しかしそれらの点は、事例4

（ラフ族、西本「北タイ・クリスチャン・ラフ族における民族関係の経験と自嘲の語り」）の「e」でいえば、「自民族の性質についての否定的な語り口は、民族間の権力関係の歴史の中で平地民の圧倒的な力と長年隣り合わせで生きてこざるを得なかった少数民族の劣等意識が、他民族の山地民に対する軽蔑的な見方を取り入れ、（解釈を通して）内在化していったことにより形成された」という分析のなかの、「内在化」という過程を経て隼人自身にも受け入れられるものに転じていったのであろう。

ただし、この「内在化」という把握もまた、「自嘲の語り」と同じように、優勢民族（支配民族）の側からの見方としてはこれでいいのだが、劣勢民族（被支配民族）の側から見れば、ある程度までは自分自身が「主体的に」選択しているかのように感じられる観念でなければならぬ。先に述べた言い方でいえば、そう考えることによってより現実に近い自己像を獲得して、心の安寧を得るといって「実利性」を持った観念なのである。

三〇五世紀ごろから天皇氏族と交流していた隼人で、特に畿内に移住した（あるいは移住させられた）隼人の意識の中には、天皇への反逆心を押さえ込む「自主規制」の構造が根づいていたものと思われる。①②⑦の海幸山幸神話を、自分たちの「屈辱」とだけ受けとめるのではなく、より現実に近い自己像を把握することによって、心の安寧を得る「負を語る神話」の力学が働いていたのではないか。①②⑦を挟む〔前段〕と〔後段〕もまた、その心の安寧に名誉感も与えたであろうが、あくまでも「自主規制」の意識の中核には、隼人自身の内面における「自民族の劣っている点を語る神話」による安定化作用があったと考えたい。

## 5 謙虚さと宿命

漢族は、一時的に元、清時代に、異民族に主導権を握られた時期があつたにしても、それらの国家においても結局は、紀元前の時代から漢族によって形成された漢族的な国家体制は維持されたので、漢族の歴史は、基本的には優勢民族としての歴史であつたとしていい。それだけでなく、漢族国家こそが世界の中央に位置していて、遅れた周辺諸国・諸民族に優越する至上の存在であるという中華思想も持ったので、漢族には「自民族の劣っている点を語る」という観念が乏しいように見える。一方でヤマト族は、ムラ段階的な神話を古代国家段階にまで継承した際に、神話世界に社会システムの根柢を求めるといふムラ段階的思考方法を国家段階の王（天皇）にまで上昇させたので、そういった国家段階の神話が、国家段階のファシズム的政治体制に利用される危険性も抱え込むことになった。そのうえ、『古事記』『日本書紀』は、天皇登場以後の記述においては、天皇氏族という優勢民族の視点で貫かれた神話しか残さなかつたので、ヤマト族にも「自民族の劣っている点を語る」という観念が弱い。

ところで、漢族的中国国家は、一八〇〇年代、一九〇〇年代には、欧米列強や日本の武力に屈した経験を持つ。日本国もまた、一九四五年に、民族の破滅直前まで行く敗戦を経験した。そのような「負」の体験を、現代漢族（いわゆる中国人）や現代ヤマト族（いわゆる日本人）は、どのような「負」を語る神話として内面に持って現在を生きているのであろうか。少数民族の「負を語る神話」は、自分たちを「負」に追いやった相手（敵）を恨んだり、<sup>おとし</sup> 貶めたりせずに、自らの「知恵の無さ」と「人格的な欠陥」に原因があつたと語る。このような、自己像の現実に即して発揮される謙虚さを、優勢民族である現代漢族と現代ヤマト族が持っているのかどうかということも含めて、現代漢族と現代ヤマト族自身がそれぞれの「負」の体験を心の潜在層でどのように受けとめているのかの分析にも、少数民族の「負を語る神話」モデルは新しい視点を提示しうるであらう。

岡部隆志は、このような「負を語る神話」の本質について、少数民族自身にとつての動かしがたい「負」の現実を「神話（起源）」によつて与えられた現実に再構成するもの「だとしたうえで、それは『宿命』の確認である」と述べている。自分たちの「負」の現実を「宿命」として受けとめるということは、それからの脱却のために漢族と戦うとか、そうでなくても何か改革の工夫をすとかいふ積極的な行動はせずに、ただ「負」の現実に甘んじるということである。確かに少数民族は一般に、与えられた現実の範囲内で生きようとするし、したがって国家を形成しようとする意図することもあまりない。おそらく、自己像の現実に即して発揮される謙虚さもまた、「宿命」に甘んじるという生存の現実とセットになっているものなのであろう。

しかし、国家を形成し、近代化を競っている現代の日本国や中国が、自らの「知恵の無さ」と「人格的な欠陥」を認識し、自己像の現実に即した謙虚さを発揮するにはどうすればいいのだろうか。その答えは簡単には得られそうもないが、日本国の場合には、「負を語る神話」モデルを適用するとその本質がわかるかもしれない具体的な事例がある。それは、敗戦後の新憲法の、以下のような第九条に対して日本人が取ってきた態度である。

#### 「日本国憲法」第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国は、実質的にアメリカとの戦争に完敗していたにもかかわらず、政治指導部は「神州不滅」などという「美化」の極限と言うべきスローガンのもとに敗戦受け入れのタイミングを失い、それに乗じられるようにして、ほとんど「人体実験」以外の目的しかなかったような無差別殺戮の原爆投下までされてやつと、これ以上抵抗すれば民族そのものが消滅させられるという瀬戸際で無条件降伏する羽目となった。これは、日本の政治指導部およびそれを支えた一般国民の「知恵の無さ」と「人格的な欠陥」が招いた窮極の悲劇であった。その結果として、アメリカ軍（国連軍）が占領軍として日本国を管理・統制するなかで大日本帝国憲法は廃棄され、代わりに第九条を含む新憲法がそのアメリカの意思によつて日本国に与えられた。

ところで、第九条の特に第2項を勝利者のアメリカの側から見れば、戦争犯罪を犯した劣等民族の日本国が永遠に軍事力で抵抗することができないようにするための条文である。スポーツ選手の比喻で言うなら、二度と走ることができないようにアキレス腱を切断してしまうようなものである。

このような条文は、占領軍による強制がないかぎり、日本国が自発的に提起する可能性はまったくなかった性質のものであり、もしも、駐留米軍が占領軍としての強制力は持たなくなった今、新たに憲法を作り直すということになったと仮定しても、これほど徹底した「武装解除」の条文は作らないだろう。

もちろん、この条文を強制したアメリカ自体が、同じような条文を自国の憲法に持っているなら話はわかる。しかし、アメリカの実態は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として」積極的に活用する、という国であり、一九四五年以後も、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を「国際紛争を解決する手段として」延々と行ない続けている国である。ということには、そのアメリカが日本国憲法に第九条を強制したということは、第九条が「犯罪を犯した国」に対する懲罰としての条文だったことになる。

この第九条をめぐるのは、その制定時（一九四六年）の国会では、さまざまな反対論があったという。そのなかでも特に興味深いのは、第九条の第2項に対して反対論を唱えた人々の中に、日本共産党の野坂参三と、東大総長をつとめた南原繁がいたことである。のちには社会党と共に憲法第九条死守という態度になった日本共産党が、このときにはまだ少しは現実感覚を持っていたわけである。また、自由主義者という部類に入る知識人であった南原繁は、第九条第2項に反対するにあたって、「軍隊を置かない国家は、『国家としての自由と独立を自ら拋棄したものである』と述べたという<sup>⑩</sup>。これは、地球上に、軍事力を背景にして他国を威圧しようという国家が存在するかぎり（そのような国家がゼロになる可能性は永遠にないだろう）、独立国ならば当たり前のことである。しかし徐々に、この当たり前の感覚が、特に、日本国が引き起こした戦争への反省の意識というこれまた当たり前の感覚をたいせつにした貴重な人々であったはずの「革新」勢力や良心的知識人たちから失われていき、現在に至っ

ている。その原因は、“負を語る神話”モデルで考えるならば、以下のようになるだろう。

近年の私が随所で述べてきたように、ムラ段階の少数民族的文化を国家段階にまで存続させて六、七〇〇年代に誕生した国家のあり方は、その後の日本の歴史を貫いて、二十一世紀の現代にまで至っている。その少数民族文化的要素の極限が、神話世界に根拠を持つ天皇制である。そのほかにも少数民族文化的要素として、もしかすると、“負”の現実を「宿命」として受けとめる感覚も残存したのではないか。日本の敗戦↓アメリカによる懲罰↓日本国憲法第九条という流れから見ても、第九条が犯罪者への懲罰的“いれずみ”であることは歴然としているのだが、敗戦後の日本人はそれをまず「宿命」として受け入れたのであろう。「宿命」とは“変えられないもの”であるから、憲法は神聖不可侵なものとして、あたかも神の言葉のように定着したのであろう。

日本人は、お上かみから言われたことに弱いと言われるが、これは江戸時代の将軍のように封建的な王であつても、それがあたかも高天原から降くだつてきた神であるかのように受け入れられてしまうという現象があるからである。お上の「カミ」は同時に、縄文・弥生期のムラ段階の神話世界の神かみと重ね合わせになつていたのである。

ところで、いかに少数民族的文化の痕跡を継承しているとはいへ、敗戦後の日本人は、一応は西欧的近代文化を移入してもいるのだから、前出の事例1（イ族）、事例2（ハニ族）、事例3（ワ族）、事例4（ラフ族）ほどあからさまに自らの“知恵の無さ”と“人格的な欠陥”であるとアメリカによつて決めつけられれば、さすがに反発心が生じたであろう。ところが、第九条の第2項は、永遠の平和を指すという崇高な目標の現実化でもあるから、これは名誉ある憲法を持ったというふうにも読み換えられる。これは、他国のすべてがまた同じように「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という状態になつていて、そういった全地球条約のようなものが締結されていけば話は別だが、今のところ現実にはそういうことはまったくたくないのだから、この条文は“夢物語”あるいは“宗教”という次元のものである。とすれば、現実には軍事力についてはどこかの国の保護下に入つて“守ってもらふ”ということが暗黙の前提になつてゐる。そのどこかの国とは言うまでもなくアメリカだが、その事実は忘れたふりをして“憲法第九条を守れ”と日本の“革新”勢力や良心的知識人は叫び続けてきたわけである（つい十数年前までの私自身もこういう感性に賛同する部分を持つていたのだが）。

これは、隼人の海幸山幸神話の場合でいえば、「前段」と「後段」で天皇氏族との関係の密接さを語ることで名誉ある地位と受けとめ、①⑦の本体部分で自分たちの敗北を認めるといふ構造とよく似てゐる。この隼人族の位置に敗戦後の日本人を当てはめてみると、名誉ある地位は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」といふ崇高な理念を国是としたことによる誇りになつてゐる。

この誇りには、日本人は野蛮な戦争には組みしなないという、他国への“優越意識”さえ隠されていたかもしれない。一方で、新憲法制定の際に、

日本側は「国体護持」すなわち天皇制の存続こそが第一の関心だったので、それが「天皇条項」として実現した以上、第九条第2項のような屈辱を与えられても仕方がないという心理もあつたものと思われる。ということは、第九条第2項を与えられたことによる屈辱感、永遠の平和の希求という崇高な理念の獲得によつてだけでなく、実は「天皇条項」の実現によつても慰められていたということになるだろう。しかし、特に「革新」勢力や良心的知識人は、そういう深層心理に気づかぬままに、「憲法九条を守れ」とだけ言い続けてきたことになる。

## 6 おわりに

以上、少数民族の「負を語る神話」モデルを適用した場合の、敗戦後日本人の心の深層の分析である。先にも述べたように、六、七〇〇年代の日本古代国家成立期に生じた文化・政治構造は、形は変えつつも二十一世紀の現在にまで生き続けているのであつた。したがつて私は、『古事記』を徹底的に分析すれば現代日本の心の深層の、ある部分はわかると考えている。『古事記』自体が天皇氏族という優勢民族の視点で貫かれていることが、特に明治の近代化以後に「日本は神の国だ」という「優越意識」を異様に突出させた。しかし一方では、ヤマト族自体が少数民族的存在であつたということもまた『古事記』神話のなかに継承されたし、また各地の庶民の民俗・習俗にはムラ段階的感性が色濃く残されていたであろうから、それは容易に**事例1**（イ族）、**事例2**（ハニ族）、**事例3**（ワ族）、**事例4**（ラフ族）のように、「自民族の劣っている点を語る神話」を持つことができるといふ心性の継承も可能にしたと思われる。その心性は、自己の「負」の現実を認め、それを優勢民族（敗戦後日本場合はアメリカ）への敵対とせず、自己の「知恵の無さ」と「人格的な欠陥」に求めるといふ謙虚さを発揮する。そのうえで、それらをあたかも神によつて与えられた神聖な世界として、すなわち崇高な理念の推進というプラスの「宿命」であると同時に、悪条件なのにただ耐えるだけというマイナスの「宿命」としても受け入れた。したがつて、そのような神聖な世界である新憲法の条文は、一か所たりとも変えられないと、日本国民の多くは感じていたのであろう。

ところで、同じく第二次世界大戦の敗戦国であるドイツは、すでに軍事を公然と保有しているし、NATOの一員として一九九九年からは他国の紛争処理のために軍隊を派遣している。憲法も、すでに五十回近くも改正しているという。

アメリカのアーミテージ国務副長官（当時）は、七月二十一日（二〇〇四年）に、訪米中の中川秀直氏（自民党）に対して、「憲法9条について『日米同盟関係の妨げの一つになっている』との認識を表明、改正に強い期待感を示した」という（毎日新聞二〇〇四・七・二十二夕刊）。続いて、パウエル国務長官（当時）も「もし日本が世界の舞台で十分な役割を果たし、安保理の常任メンバーとしての義務を負うのなら、憲法9条



はそれに照らして吟味されなければならぬだろう」と述べたという(二〇〇四・八・十三朝刊)。これには一種のアドバルーンという側面もあるだろうが、今のアメリカとしては、日本国に民主主義的秩序が定着した以上、もう一度アキレス腱を修復して、アジア地域でのアメリカの軍事力の展開の手助けをしてもらいたいという本音が見えている。

ところが日本国は、まるで憲法は、高天原の神々によって詔りくだされた神聖な呪文であるかのように、「神聖不可侵」のものとしてしまい、まもなく60年が過ぎようとしている。アメリカ側としては、あの、日本側から見れば屈辱そのものであるはずの条文を、日本国がこれほど長い期間守り続けるなどということは考えていなかったのではないか。しかも、日本国が民主主義社会としてそれなりに成熟しつつあり、国際情勢も大きく変わりつつあるのに、依然として一九四六年の精神状況を引きずっていることに、アメリカ側も不思議に思っているというのが真実だろう。

最後に私の憲法第九条第二項に対する立場を明らかにしておけば、私はこのままでも、改正しても、どちらでもいいと考えている。しかし、改正しない場合に特にたいせつなのは、国民、特に政治家・知識人・ジャーナリストが、あらためて憲法第九条第二項を主体的に選択し直すこと、そして、その結果として軍事的にはアメリカの半保護国でい続けることも主体的に選択し直すことである。そして、「負を語る神話」モデルが明らかにしたような日本人の心の深層を自覚したうえで、戦略的に憲法第九条第二項を活用するというのなら、これからの近代国家の一つの生き延び方としてのユニークな実験となりうる可能性もないわけではない。

同じくアメリカによって屈服させられた日本と現在のイラクを比較してみるのも面白いかもしれない。幸か不幸かはわからないが、敗戦時の日本人(現代ヤマト族)には、自民族の「知恵の無さ」と「人格的欠陥」に敗北の原因を求める「負を語る神話」に通じる心性があった。それに対して、これまた幸か不幸かはわからないが、イラクでは、敗北の原因のすべてを敵に向け、徹底的に敵を憎み、抵抗し、社会秩序の崩壊をさらに深刻化させる動きを阻止できないでいる。日本人の精神基盤は、神話世界に裏打ちされた少数民族文化的なアニミズム・シャーマニズムにあるのに対して、イラク人の精神基盤には教祖・教義・教典・教団・布教活動の揃った完全な〈宗教〉がある。完全な〈宗教〉とは、教祖と教義を絶対化することに特徴を持つ。「負を語る神話」は自己や自民族にも「知恵の無さ」や「人格的欠陥」があるというふうには、自らを「相対化」する視線を持つ。

アメリカのイラク統治が、日本占領統治の成功を範としていることは明らかである。しかし、それがうまくいっていないことの原因の一つは、アメリカの指導部が、完全な〈宗教〉に「負を語る神話」の「謙虚さ」を求めるのは無理なことかもしれないと、考えなかったところにもあるに違いない。

## 注

- (1) 『古事記』および『日本書紀』『風土記』からの引用は、いずれも日本古典文学大系、岩波書店、による。
- (2) 『続日本紀』からの引用は、新日本古典文学大系『続日本紀』岩波書店、による。
- (3) 工藤隆『ヤマト少数民族文化論』大修館書店、一九九九年
- (4) 工藤隆『四川省大涼山イ族創世神話調査記録』大修館書店、二〇〇三年、参照。
- (5) 西本陽一『北タイ・クリスチャン・ラフ族における民族関係の経験と自嘲の語り』(『民族學研究』64―4、二〇〇〇年)
- (6) 井上秀雄『古代朝鮮史』NHK市民大学テキスト、一九八八年
- (7) 松村武雄『日本神話の研究』第三卷(培風館、一九五五年)
- (8) 『延喜式』(『新訂増補・国史大系』吉川弘文館)による。
- (9) 岡部隆志『中国雲南省怒江流域の創世神話―自らのマイナスを語る怒族・独龍族の神話』(『共立女子短期大学文科紀要』45、二〇〇二年)
- (10) 小山常美『日本国憲法』無効論』草思社、二〇〇二年

※傍線はすべて筆者の付けたものである。